

労働者派遣個別契約書（案）

派遣先たる新潟県立十日町病院（以下「甲」という。）と派遣元たる（以下「乙」という。）とは、甲乙間の令和 年 月 日付で締結した労働者派遣基本契約に基づき、以下のとおり労働者派遣個別契約を締結する。

1. 従事業務の内容

看護補助者業務

2. 責任の程度

役職なし

3. 派遣人員

6名

4. 派遣料金

1時間 円（税抜）

なお、派遣労働者が第12条に定める時間外労働を行った場合には、甲は乙に対し次の計算により算出した額を加算して支払うものとする。

1時間当たりの派遣料金 円（税抜） × 残業時間 × 1.25

5. 就業する事業所の名称、所在地、就業場所

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院

6. 組織単位

看護部（看護部長）○○ ○○

7. 指揮命令者

看護部 看護師長（東3病棟）○○ ○○

看護部 看護師長（東4病棟）○○ ○○

看護部 看護師長（西4病棟）○○ ○○

看護部 看護師長（東5病棟）○○ ○○

看護部 看護師長（西6病棟）○○ ○○

8. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

9. 就業日

週5日勤務 平日及び平日以外

なお「平日以外」とは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日（12月29日～1月3日）の日をいう。なお、「平日」とは「平日以外」以外の日をいう。

10. 就業時間

(1) 7:10～14:10

(2) 8:30～15:30

(3) 12:00～19:00

11. 休憩時間

(1) 11:30～12:30

(2) 12:30～13:30

(3) 16:00～17:00

12. 時間外労働及び休日労働

甲は、次の範囲内において、乙の就業規則の定めるところにより、時間外労働及び休日労働を命ずることができる。

(1) 時間外労働 1日5時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内

(2) 休日労働 なし

13. 安全及び衛生

法令上の責任分担は、労働者派遣法第44条ないし第47条の3によるものとし、その詳細は、甲及び乙の安全衛生規程等に定めるところによる。

14. 派遣労働者の福祉増進のための便宜供与

甲は、乙の派遣労働者に対し、食堂、更衣室、レクリエーション施設等の施設又は設備について、利用することができるよう便宜供与することとする。

15. 派遣労働者からの苦情の処理

(1) 苦情の申出を受ける者

甲：〇〇 〇〇（看護部長） Tel：025-757-5566

乙：〇〇 〇〇（業務部） Tel：〇〇〇〇〇〇〇〇

(2) 苦情処理方法、連携体制等

- ① 甲における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- ② 乙における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- ③ 甲及び乙は、各々自社内でその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

16. 労働者派遣契約解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

- ① 甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い乙が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた次の損害の賠償を行わなければならないこととする。

i 乙が当該派遣労働者を休業させるとき

休業手当に相当する額以上の額

ii 乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇するとき

甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額

- ② 甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。
- ③ 甲及び乙の双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約解除の理由の明示

甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

17. 派遣先責任者

〇〇 〇〇 (看護部長) Tel : 025-757-5566

18. 派遣元責任者

〇〇 〇〇 (業務部) Tel : 〇〇〇〇〇〇〇〇

19. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

甲は労働者派遣契約の終了後に当該派遣労働者を雇用する場合は、その雇用する意思を事前に乙に通知するものとする。

20. 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別

協定対象派遣労働者に限定する。

21. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者または60歳以上の者に限定するか否かの別

無期雇用派遣労働者または60歳以上の者に限定しない。

22. 特記事項

- (1) 甲及び乙は、派遣労働者に係る個人情報の保護に留意しなければならない。
- (2) 乙及び派遣労働者は、甲及び取引先その他の関係先の営業秘密並びに甲の役員、従業員及び取引先その他関係者の個人情報の不当な漏洩、開示、利用等をしてはならない。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 : 新潟県十日町市高田町三丁目南 32 番地 9
新潟県立十日町病院
院 長 清 崎 浩 一 印

乙 :